様式ID	NTA0VNX316010010

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）　別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	
認定（贈与・相続）承継会社の名称	

1　一定の事由により特定資産の保有割合(注1)又は運用収入割合(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

⑴　該当規定(注3、4、5)

イ	□　租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書又は第40条の８の２第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	□　租税特別措置法施行令第40条の８第22項ただし書又は第40条の８の２第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

⑵　事由の生じた年月日（⑴ロの場合はその事業年度）　令和＿＿年＿＿月＿＿日
（令和＿＿年＿＿月＿＿日～令和＿＿年＿＿月＿＿日）

⑶　事由の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

⑷　１の割合を減少すべき期限※　令和＿＿年＿＿月＿＿日

※　⑴イに該当する場合には⑵の年月日から６か月を経過する日が、⑴ロに該当する場合には⑵の事業年度終了の日の翌日以後６月を経過する日の属する事業年度終了の日が、１の割合を減少すべき期限となります。

2　１の割合の減少に関する事項

⑴　減少後の保有割合・運用収入割合　＿＿＿＿＿＿＿＿%

⑵　⑴の割合に減少させた年月日（１⑴ロの場合は事業年度）　令和＿＿年＿＿月＿＿日
（令和＿＿年＿＿月＿＿日～令和＿＿年＿＿月＿＿日）

⑶　⑴の割合に減少させた事情の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

（注）１　１⑷の「１の割合を減少すべき期限」が経営（贈与・相続）報告基準日(注6)（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、２の事項の記載は不要です。

この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

イ　１⑷の期限から２か月を経過する日

ロ　当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時において２の事項の記載が可能なときには、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり２の事項の記載をすることにより「認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

２　１⑷の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から２か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

○　（注１）から（注６）までについては、記載要領等を参照してください。　(R8.9)